

矢板市告示第105号

側溝整備工事（清水尻）について

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

矢板市長 森 島 武 芳

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 側溝整備工事（清水尻）
- (2) 工事場所 矢板市荒井地内
- (3) 工 期 令和8年1月21日まで
- (4) 工事概要

施工延長 $L = 20.0 \text{ m}$

道路土工 $N = 1 \text{ 式}$

小型水路工 管渠型側溝（ $400 * 400$ 、標準部・集水部）
 $L = 20.0 \text{ m}$

集水枿工 仮設枿 $N = 1 \text{ 箇所}$

構造物撤去工 舗装版取壊し（ $t = 5 \text{ cm}$ ） $A = 95 \text{ m}^2$

舗装版切断（ $t = 5 \text{ cm}$ ） $L = 16.9 \text{ m}$

舗装工 路盤工（ $\text{RC}40 \cdot t = 10 \text{ cm}$ ） $A = 97 \text{ m}^2$

上層路盤（ $\text{M}40 \cdot t = 10 \text{ cm}$ ） $A = 79 \text{ m}^2$

表層（エコスラグ再生密粒度 $\text{As} \cdot t = 5 \text{ cm}$ ）

$A = 97 \text{ m}^2$

- (5) 落札における最低制限価格 有

2 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件

1の工事の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 土木一式工事で本市よりB級・C級の格付けを受けており、本市の令和7・

8 年度入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者であること。

- (3) 市内に本社があること。（告示日時点）
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づき、本工事に対応する主任（監理）技術者を配置できること。
- (5) 配置する代理人を 1 の工事に常駐させることができること。
- (6) 現場代理人及び主任（監理）技術者は、所属建設業者から入札書提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。（契約時に証明する書類を提出すること。）
- (7) 現場代理人及び主任技術者は、矢板市における「建設工事の技術者の専任等及び現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱い」の要件の全てを満たせば、他の工事との兼任を認める。
- (8) 建設業法第 3 条に規定する一般又は特定建設業の許可を有すること。（土木一式工事）
- (9) 矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。（告示日から入札日までの期間）
- (10) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (11) 1 の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは、人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 条件付き一般競争入札参加資格の事前審査

実施する。

別紙条件付一般競争入札フローチャートに従い、手続きを行うこと。

4 資格審査時の提出書類

- (1) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
（審査基準日が令和 6 年 2 月 29 日以降のもの）
- ※ 提出書類(1)は、入札時に提出すること。
- ※ 提出書類(1)は、入札案件ごとに提出すること。

5 図面、仕様書及び単抜き設計書（以下「設計図書」という。）の閲覧等

- (1) 設計図書等は、原則閲覧とする。

期 間：令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 26 日（金）

閲覧場所：矢板市保健福祉センター 2 階閲覧所

矢板市ホームページ

6 現場説明会

実施しない。

7 入札の日時・場所

日時：令和7年9月29日（月） 午前10時10分から

場所：矢板市生涯学習館 2階 研修室(1)

※入札参加者控室：矢板市生涯学習館 2階 研修室(2)

※待機中に、入札会場入口に配置した入札会場入場者名簿へ、業者名と入場者名を記入すること。

8 入札方法等

入札会場には入札参加業者ごとに原則1名で入場すること。

入札回数は3回までとする。

入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、矢板市建設工事等執行規則（平成9年矢板市規則第4号）を遵守すること。

入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

第1回目の入札の際、入札書封筒に入札書と入札金額内訳書を同封し、入札箱に投函すること。なお、第2回目以降の入札においては、入札金額内訳書の提出は不要とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札参加資格審査及び落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者について、順次入札参加資格審査を行い、適格者を落札者とする。

なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

1 1 請負契約書の作成
要する。

1 2 支払条件

- (1) 前金払：請求できる。
- (2) 中間前払い：請求できる。（前金払を請求したときに限る。）
- (3) 部分払：請求できる。（中間前払いとの併用は不可）
- (4) (1)、(2)、(3)について、矢板市建設工事請負契約書第 3 6 条及び第 3 9 条の規定に基づくこと。

1 3 契約条項を示す場所

矢板市保健福祉センター 2 階閲覧所及び矢板市ホームページ

1 4 入札の無効

- ① 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- ② 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。
- ③ 入札に際して、虚偽又は不正の行為があったとき。
- ④ 入札書の記載事項が、不明瞭で判読できないとき。
- ⑤ その他、入札に関する条件に違反したとき。

1 5 その他

- (1) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差替えは認めない。
- (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

条件付一般競争入札フローチャート

【側溝整備工事（清水尻）】

告示・設計図書閲覧

令和7年9月16日（火）

（保健福祉センター2階閲覧所及び矢板市ホームページ）

	入札参加を希望する業者は、期限までに財政課管財庁舎整備室宛て電子メール（矢板市条件付一般競争入札参加申込用紙）を送信。（重要度「高」、開封確認ありに設定のうえ送信してください。） e-mail : nyusatu@city.yaita.tochigi.jp ※ パソコンの不具合により電子メールを送信できない場合などで、やむを得ずFAXにて入札参加希望の用紙を送信する場合は、送信前及び送信後に必ず財政課管財庁舎整備室へ電話連絡を行ってください。（その場合、受付確認もFAXで送信します。） 財政課管財庁舎整備室は、メール受信後、資格審査し、受付した旨のメールを受信した翌日（翌日が休みの場合は次の平日）の12:00までに返信する。（入札参加条件に該当しない場合は、参加できない旨のメールを返信する。） ※ 入札参加希望メールを送信したのに、財政課管財庁舎整備室よりメールの返信が無い場合、エラー等で受信できていない可能性があるため、電話にて確認を行ってください。
令和7年9月24日（水）	入札参加受付終了（17:00）
令和7年9月25日（木）	※ これ以降の入札参加希望電子メールは無効となりますので、時間に余裕を持ってメールの送信をお願いします。 入札参加受付最終確認（9:00～17:00）
令和7年9月29日（月）	※ 期日までに入札参加希望メールを送信したのに、財政課管財庁舎整備室よりメール返信が無い場合、エラー等で受信できていない可能性があるため、この間に電話にて確認を行ってください。 入札

会場：矢板市生涯学習館 2階 研修室（1）

午前10:10～

持参書類：入札書、入札金額内訳書（入札書と同封）、委任状（代理者の場合のみ）、経営規模等評価結果通知書（写）

※ 入札参加希望の電子メールを受付していても、当日の入札時間までに入札会場に来ていない場合は失格となりますのでご注意ください。